

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 (総 務 監 察 ・ 広 域 調 整) 部 長

警 察 庁 丁 交 指 発 第 1 0 6 号
令 和 3 年 1 0 月 6 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 指 導 課 長

駐車監視員資格者証への旧姓記載等の運用について(通達)

駐車監視員資格者証(以下「資格者証」という。)への旧姓(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の記載又は資格者証に記載された旧姓の変更若しくは削除(以下「旧姓記載等」という。)については、下記のとおり運用することとしたので遺憾のないようにされたい。

記

1 制度概要

資格者証の交付を受けようとする者又は資格者証の交付を受けた者の申出により、資格者証への旧姓記載等を行うものとする。

2 旧姓記載等の方法

(1) 旧姓の記載方法

資格者証の交付を受けようとする者又は資格者証の交付を受けた者が、氏名に併せて、当該資格者証への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申出を受け、それぞれ資格者証の交付又は資格者証の書換え交付の申請として受理し、別添のとおり、資格者証氏名欄に旧姓を使用した氏名を記載することとする。

(2) 旧姓の変更方法

旧姓が記載された資格者証の交付を受けた者が、当該資格者証に記載の旧姓の変更を希望する場合には、当該者からの申出を受け、資格者証の書換え交付の申請として受理し、上記(1)と同様に新たに希望する旧姓を使用した氏名を記載することとする。

(3) 旧姓の削除方法

旧姓が記載された資格者証の交付を受けた者が、当該資格者証に記載の旧姓の削除を希望する場合には、当該者からの申出を受け、資格者証の書換え交付の申請として受理し、旧姓を使用した氏名を削除することとする。

3 旧姓記載等に係る申請書

旧姓記載等に係る申出の受理に当たっては、都道府県警察において使用している交付申請書、書換え交付申請書（以下「申請書等」という。）を適宜活用されたい。

4 旧姓確認のための書類

旧姓記載等（削除を除く。）を希望する者による申出があった場合、資格者証の書換え交付を規定した確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第13条第1項に準じる形で、申請書等の提出時に、旧姓が記載された住民票の写し、個人番号カード、運転免許証等により、申請書等に記載された旧姓が真正なものであることを確認することとする。

なお、旧姓の削除に当たっては、これら書類の確認を要しない。

5 手数料

資格者証の交付を受けようとする者が資格者証の交付の申請に際して旧姓の記載を希望する場合は、資格者証の交付の申請に対する審査に係る手数料に別段の手数料を加算しないこととされたい。

また、資格者証の交付を受けた者が旧姓記載等を希望する場合は、資格者証の書換え交付の申請として受理するものとし、資格者証の書換え交付の申請に係る手数料を適用されたい。